【規程番号　行法Ⅲ－004】

行吉学園顧問設置規程

（顧問の設置）

第１条　学校法人行吉学園（以下「学園」という。）に顧問若干名を置くことができる。

（顧問の委嘱）

第２条　理事長は、学園建学の精神を理解し、高い識見と豊かな経験を有する人物の中から、顧問を委嘱する。

（顧問の職務）

第３条　顧問は、学園の運営について、理事長及び学園長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

（顧問の任期）

第４条　顧問の任期は、特に定めない。

（規程の変更）

第５条　この規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附　則

この内規は、平成11年6月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成14年6月29日から施行する。